

令和7年度学校法人専修大学ガバナンス・コード 遵守状況（取組状況）の点検結果について

学校法人専修大学は、日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」（以下、私大連コードという）に準拠して当法人のガバナンスの実施状況を点検することとしています。

「私大連コード」は、自律性、公共性、信頼性・透明性、継続性の4点を確保するという「基本原則」の下、「基本原則」を遵守するために学校法人が実施する必要がある9つの「遵守原則」を定めています。

令和7年度においては、「私大連コード【第2.1版】」を使用し、「遵守原則」の遵守状況（取組状況）について、本コードに示されている「重点事項」及び「実施項目」の内容を参考に、点検を行いました。その結果、下記のとおり、法人全体としてガバナンス・コードは遵守できていると判断いたしました。

今後も、「私大連コード」を指針に専修大学及び石巻専修大学を含め当法人の運営について、ガバナンスの強化とその改善に向けた取組を行ってまいります。

令和8年6月 学校法人専修大学

記

1. 学校法人専修大学ガバナンス・コード令和7年度遵守状況の点検結果について

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
I. 自律性の確保	遵守	1-1	遵守
		1-2	遵守
II. 公共性の確保	遵守	2-1	遵守
		2-2	遵守
III. 信頼性・ 透明性の確保	遵守	3-1	遵守
		3-2	遵守
		3-3	遵守
IV. 継続性の確保	遵守	4-1	遵守
		4-2	遵守

➤ 「遵守原則」の遵守状況は、次ページのとおりとなります。

2. 「遵守原則」の遵守状況について

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守原則1-1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	遵守できている。
遵守原則の遵守状況に係る説明	「私大連コード」が定める遵守原則及び重点事項に示された取組みが行われている。 当法人は、中期計画及び年度毎の事業計画を理事会で決定した後、学内諸会議等を経て教職員へ説明している。また、大学の公式ホームページや『ニュース専修』（大学広報誌）への掲載により卒業生や学生保護者など、ステークホルダーへの説明に努めている。

《参考》「私大連コード」に定められた当該基本原則、遵守原則、重点事項の内容

●基本原則1. 自律性の確保

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

◎遵守原則1-1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

○重点事項1-1

会員法人は、事業に関する中長期的な計画又は事業計画等（以下「中期計画等」という）の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。

遵守原則1-2 自律的なガバナンス体制の確立

遵守状況	遵守できている。
遵守原則の遵守状況に係る説明	「私大連コード」が定める遵守原則及び重点事項に示された取組みが行われている。 当法人は、自主性・独立性を確保するため、執行機能と監視・監督機能の役割を明確化し、理事会、監事及び評議員会がそれぞれの機能を適切に発揮する体制を整備している。これにより、相互けん制と建設的な協働が有効に機能するガバナンス体制の実質化を図っている。 さらに、多様なステークホルダーから意見を聴取し、その内容を大学運営に反映する仕組みを構築している。これらの取組みにより、自律的かつ円滑な業務執行を実現している。

《参考》「私大連コード」に定められた当該基本原則、遵守原則、重点事項の内容

◎遵守原則1-2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

○重点事項1-2-1

会員法人は、自主性・独立性を確保するために、執行と監視・監督の役割を明確化し、それぞれが有効に機能するようにする。

○重点事項1-2-2

会員法人は、自主性・独立性を確保するために、建設的な協働と相互けん制が有効に機能する体制を確立する。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守原則2-1 有益な人材の育成

遵守状況	遵守できている。
遵守原則の遵守状況に係る説明	「私大連コード」が定める遵守原則及び重点事項に示された取組みが行われている。 本学は、建学の精神及び21世紀ビジョンに基づき、人材養成の目的を学則に定めている。教育研究活動の向上に向けては、内部質保証や自己点検・評価等を行う機関で三つの方針（DP、CP、AP）や学修成果等の検証を行うなど教育のPDCAサイクルを機能させ、不断の改善に努めている。

《参考》「私大連コード」に定められた当該基本原則、遵守原則、重点事項の内容

●基本原則2. 公共性の確保

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

◎遵守原則2-1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

○重点事項2-1

会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成（大学教育）を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。

遵守原則2-2 社会連携・地域連携

遵守状況	遵守できている。
遵守原則の遵守状況に係る説明	「私大連コード」が定める遵守原則及び重点事項に示された取組みが行われている。 当法人は、社会連携・社会貢献に関する方針を定め、社会・地域との連携を支援する仕組みを整備している。広く一般の方々も参加できる公開講座の開催、自治体との連携事業の実施など、地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を展開している。 また、他大学、自治体及び地域産業界との連携を図っている。

《参考》「私大連コード」に定められた当該遵守原則、重点事項の内容

◎遵守原則2-2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

○重点事項2-2

会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	遵守できている。
遵守原則の遵守状況に係る説明	「私大連コード」が定める遵守原則及び重点事項に示された取組みが行われている。 当法人は、昭和30年から常勤の監事を置いており、法令を遵守する体制を整備・強化してきた。現在も監事会を開催して監事間の連携を深め、監事の研修機会を提供するなど、監事機能の充実に努めている。 また、監査は、「学校法人専修大学監事監査規程」及び「学校法人専修大学監事監査マニュアル」のもと、適正かつ有効に実施されている。

《参考》「私大連コード」に定められた当該基本原則、遵守原則、重点事項の内容

●基本原則3. 信頼性・透明性の確保

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

◎遵守原則3-1

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

○重点事項3-1-1

会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事の独立性を確保し、監事の支援体制を整備したうえで、必要に応じて改善を行い、監視・監督機能の強化を図る。

○重点事項3-1-2

会員法人は、会計情報の信頼性を担保する会計監査人機能の実質化のため、会計監査人の選任過程を明確化し工夫・改善を図る。

遵守原則3-2 ガバナンス体制の透明性・公正性の確保

遵守状況	遵守できている。
遵守原則の遵守状況に係る説明	「私大連コード」が定める遵守原則及び重点事項に示された取組みが行われている。 当法人は、役員等の選任・解任手続きの明確化及び開示を通じた透明性・公正性の確保に努めるとともに、理事会による監督機能の実質化、内部統制及び内部通報制度の整備・運用を行い、ガバナンス体制の適切な運営を実施している。

《参考》「私大連コード」に定められた当該遵守原則、重点事項の内容

◎遵守原則3-2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

○重点事項3-2-1

会員法人は、理事及び学長の選任方法を開示し、学校法人の執行体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校法人の執行体制の実質化を図る。

○重点事項3-2-2

会員法人は、監事の選任過程の明確化、評議員の選任方法を開示し、学校法人の監視・監督体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校法人の監視・監督体制の実質化を図る。

○重点事項3-2-3

会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制を確立し、必要に応じて改善を行い、内部統制の実質化を図る。

○重点事項3-2-4

会員法人は、ガバナンス体制が機能不全に陥っていないかを把握するために、有効な内部通報制度を確立し、必要に応じて改善を行い、運用体制の開示を含め、内部通報の実質化を図る。

遵守原則3-3 積極的な情報公開

遵守状況	遵守できている。
遵守原則の遵守状況に係る説明	「私大連コード」が定める遵守原則及び重点事項に示された取組みが行われている。 当法人は、法人運営の公正かつ透明性を確保するため、財務や教育に係る各種情報、学外からの評価結果等を大学の公式ホームページに掲載するなど積極的な情報公開を行っている。また、情報公開ページでは、外部からの意見等を聴取し、反映できる仕組みを設けている。

《参考》「私大連コード」に定められた当該遵守原則、重点事項の内容

◎遵守原則3-3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

○重点事項3-3-1

会員法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度を整備し、必要に応じて改善を行い、情報公開の充実を図る。

○重点事項3-3-2

会員法人は、情報公開するにあたり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守原則4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	遵守できている。
遵守原則の遵守状況に係る説明	「私大連コード」が定める遵守原則及び重点事項に示された取組みが行われている。 当法人は、業務の審議・決定・執行機関として理事会を、諮問機関として評議員会を置いている。大学運営の重要事項等については、予め評議員会へ意見を聴くことを寄附行為に定める等、理事会と評議員会の実質化を図っている。個別的な業務執行については、常勤理事が業務を分掌し、その遂行を理事会が承認する等、権限と責任を明確化している。また、役員や評議員に外部人材を積極的に登用し、自律性と相互牽制機能を高めている。

《参考》「私大連コード」に定められた当該基本原則、遵守原則、重点事項の内容

●基本原則4. 継続性の確保

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める必要がある。

◎遵守原則4-1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

○重点事項4-1

会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、外部人材（※）も有効に活用し、理事会及び監事、評議員会等の機能の実質化を図る。

※私立学校法第38条第6項を踏まえ、役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかったとき、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。

遵守原則4-2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	遵守できている。
遵守原則の遵守状況に係る説明	「私大連コード」が定める遵守原則及び重点事項に示された取組みが行われている。 当法人は、中期計画に基づき財務の健全性確保に向けた諸施策を推進している。さらに年度毎の予算は、災禍への対応等、緊急かつ臨時的な支出のリスクも視野に入れて編成している。収入の多様化に向けて、募金活動において、募金アンバサダー制度や寄付者の意思が直接反映可能な目的別募金を導入し、学生支援等の財源確保を推進している。 また、内部通報制度を整備し、学外にも通報・相談窓口を設ける等、危機管理体制を拡充している。

《参考》「私大連コード」に定められた当該遵守原則、重点事項の内容

◎遵守原則4-2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

○重点事項4-2-1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現できることを説明するために、学校法人会計基準に従った会計帳簿を適時・正確に作成し、監事及び会計監査人の監査結果とともに、財政及び経営の状況について広く社会に存在する幅広いステークホルダーへ開示する。

○重点事項4-2-2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。

○重点事項4-2-3

会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、必要に応じて運用体制を見直し、有効な危機管理体制を拡充する。

以 上